

# 所管事務調査報告書

戦略的農業振興について



平成29年3月

建設経済常任委員会

## 1 調査事件名

戦略的農業振興について

## 2 調査の目的

本市の農業振興施策については、本市独自の振興方針を基に農業所得の向上を目指し各種施策が実施され特産農産物のブランド化が図られているところである。そして農業のさらなる発展に向け、農業者が持続的に農業に取り組める事業環境を創出するとともに、魅力的な景観と環境が保たれた農村を創出することにより、消費者に向けて安全安心な農産物を提供するまちを目指すとされた、農業振興のビジョンが策定されている。

一方、経済のグローバル化の急速な進展や、国の農業政策の方向転換は、小規模自作農を中心に発展をしてきた京田辺市の農業に大きな影響をもたらすと考えられる。農業従事者の高齢化や担い手不足など農業を取り巻く環境が大きく変わる時代にさしかかり、農業を基幹産業の一つと位置付ける本市にとって、農業振興策はますます重要度を増してくる。

建設経済常任委員会として、京田辺市の農業の現状を調査研究することは、今後の本市の農業振興施策のあり方を考えるうえで有用であることから、所管事務調査のテーマとしたものである。

## 3 調査結果

### 【農業従事者の方との意見交換会】

農業委員、認定農業者、若手農業者、女性農業士や本市の特産品である京都田辺茄子、玉露の生産者の方と、本市の農業を取り巻く環境のうち「特産品を生かした農業振興」、「耕作放棄地の解消」、「担い手育成」の3つのテーマについて意見交換を行った。

#### ① 特産品を生かした農業振興

茄子生産者からJA京都やましる茄子選果場が整備されブランド化の推進や新たな流通販路拡大による所得の向上、また生産者の労力の削減に寄与している。茄子選果場

を最大利用するために若手生産者は栽培面積の拡大を模索しているが、『新規就農者に対して市から管理機・資材購入補助金があるが、既存就農者は栽培面積拡大に向けた支援がない』、『融資を受けての就農は返済が苦しい』、『自己資金のない新規就農者は生産資材の支払い等で1年目の資金調達に苦慮している』など、生産拡大に係る多額の費用が新規就農や栽培面積拡大に歯止めをかけている実態が報告された。農業を発展させるためには、補助金制度のあり方を含めた具体的なプランを行政やJAが示していくことが求められている。

また、玉露生産者からは、京田辺玉露の伝統を残したいが、玉露の生産は熟練の技が必要であり、高齢により廃業をする生産者が増える中、京田辺玉露のブランド維持には若手の新規就農者の育成が急がれるとの意見があった。また、より高価な玉露とするには手摘みが求められているが、その人員も確保できていないことも明らかとなった。

## ② 耕作放棄地の解消

農業委員から耕作放棄地の現状を調査しその解消に全力で取り組んでいるが、農家の世代交代が機能せず耕作を放棄される面積は減少していない。とりわけ本市に住居を持たない農地相続者も多数存在し、その対策に時間を要していることも報告された。

農地バンク制度は、アクセス、水利、面積などの条件が整った農地でないと借り手が見つかず、農業委員会では借り手のない耕作放棄地を利用し、レモン、ジャバラの栽培を行い、特産化を目指し耕作放棄地の解消に繋げる活動をされている。

また、耕作放棄地の解消に向けては、地域の中心となって活動する人材が必要であり、その活動を後ろで支える市独自の新たな条例も含めたルール作りが必要との意見があった。

## ③ 担い手の育成

若手農業者や認定農業者などから、家族的農業経営では現状の国の就農給付金制度を

受けにくいことや、市独自の制度についても特産品が対象となっていることから、やりたい農業を目指そうとする若者が育たないのではないかとの意見や、農業においても経営感覚は重要であり、若手農業者は、研修機会の充実や圃場整備、農地の集約化の推進に期待をしているとの意見があった。

今回の意見交換会で、農業の担い手、耕作放棄地、特産品を取り巻く現状と課題が明確となった。



### 【管外行政視察研修】（埼玉県川越市農業振興計画について）

川越市は、平成20年度に農業振興計画を策定され、21年度から30年度の10年間を計画期間とし、25年度には後期改訂版を策定のうえ26年度から適用している。

川越市農業振興計画では「地産地消」、「生産量拡大」、「農地保全」を3つの柱とし、

- 1 食料安定供給の推進
- 2 担い手の育成、確保の推進
- 3 市民ニーズへの対応と流通の多様化の推進
- 4 環境と共生した持続可能な農業の推進
- 5 農業基盤および生活環境の整備

の5つを基本方針に掲げ、発達した交通網を生



かした都市近郊型農業を実践されていることから、今後の京田辺市の農業の参考にするべく管外行政視察地を選定し、研修を行った。

川越市では、大都市近郊、交通網の良さを生かし、軟弱野菜を中心とした少量多品目の都市近郊型農業を実践し成果を上げている。地理的条件、交通の利便性から本市の農業の考え方、実践の方法として参考になると考える。

#### 4 総括

農業者と行政のこれまでの取り組みや、意見交換会での農業従事者の声や現状視察から、農家の生産体制に対しての支援策は充実してきたように感じるところである。

しかし、農業従事者との意見交換会で、農業従事者の高齢化、担い手不足による特産品の今後、耕作放棄地の拡大など、京田辺市の農業の問題が明らかになった、これらの農業現場の切実な問題に真摯に向き合い、早急な対応が望まれる。また、平成28年よりJAやましろ京都田辺茄子選果場が稼働し、ブランド化の推進や生産者の所得向上に寄与しているが、茄子の収穫期外に有効利用できる新たな特産品の研究や、耕作放棄地解消に向け取り組まれているレモン、ジャバラ、渋柿などを新たに特産品として支援すること、また農業の6次産業化を目指した加工施設の整備は、農業の活性化を図れるものとする。

地域農業の受け皿づくりとして、担い手への農地集積を可能とするために圃場整備を進め、大型経営に対応できる環境を整備し、合理化を目的とした集落（集団）営農への転換を促すことは、耕作放棄地の解消や担い手確保に結び付くと考えるが、そのためには農業指導者育成や新規就農者への組織的支援など、方法論も含めた具体的な対策を行う必要があり、ますます行政とJAとの連携強化が重要である。

京田辺市は平成28年3月に産業振興ビジョンを策定し、農業振興のビジョンの中で4つの基本方針と11項目の基本戦略を立てた。現状の本市の農業に対する課題に対応した戦略であり、このビジョンの具体化と実践が戦略的農業振興につながるものとする。

(産業振興ビジョンより抜粋)

基本方針1 次代を見据えた安定的な農業の担い手の育成

- (1) 新たな農業の担い手育成
- (2) 農地の有効活用に向けた流動化の推進
- (3) 農業の共同化・法人化支援

基本方針2 消費者ニーズに応える戦略的な販路開拓支援

- (1) 農産物の販路の確保・拡大
- (2) 農産物のブランド化
- (3) 他業種との連携等による新たな消費の創出

基本方針3 幅広い食育・地産地消の推進

- (1) 市民に親しまれる体験・交流型農業の振興
- (2) 京田辺市産農産物を活用した地産地消の推進
- (3) 農産物や農業への理解促進のための食育事業の推進

基本方針4 豊かな農空間の保持と多様な活用方法の推進

- (1) 農地の多面的機能の保全
- (2) 地域での農業維持の取組に対する支援

ビジョンに示す魅力的な景観と環境が保たれた農村を形成するには、森林保護対策も重要な課題であり、枯れ木・落ち葉・竹などを活用した農業振興も大いに検討すべきである。

農業を経済的価値だけで判断するのではなく、自然保護や景観保全など非経済的価値にも目を向けることが大切である。基本戦略でも「幅広い食育と地産地消」が明記されているが、このことを多角的に実践し、市民に農業を考える機会、農業と触れ合う機会を積極的に提供し、農業に対する理解を深めてもらうことが、これからの農業にとって重要なことである。体験・交流型の農業振興や農産物直売所の拡大などの政策をとおして、生産者と消費者が顔の見える関係を構築し、農業関係者だけでなく農に関心を持つ市民も交えて京田辺の農業の未来を考える必要がある。

## 5 調査の経過

- 平成28年4月14日 所管事務調査事項についての協議
- 平成28年5月17日 所管事務調査事項の決定
- 平成28年6月17日 建設経済常任委員会 京都田辺茄子の現状について
- 平成28年7月29日 J A京都やましろ茄子選果場視察
- 平成28年9月23日 農業従事者の方との意見交換会
- 平成28年11月8日 管外行政視察研修 埼玉県川越市
- 平成29年1月17日 所管事務調査報告書に向けての協議
- 平成29年2月 9日 所管事務調査報告書に向けての協議
- 平成29年3月 8日 所管事務調査報告書決定